

## 「高松市手話通訳・市外派遣拒否違憲訴訟」和解成立にあたっての見解

聴覚障害のある母親が子どもの進学に伴い、県外にある専門学校のオープンキャンパスでの保護者説明会への手話通訳派遣申請を行い、高松市が要綱を理由にこれを拒否したことが障害者基本法、障害者自立支援法、日本国憲法に違反するとして取り消しを求めていた裁判は、2014年10月22日に和解が成立しました。

高松市は、派遣申請を拒否した理由として、事業実施の根拠である高松市地域生活支援事業実施要綱において派遣を認める要件としている、(1)手話通訳等の派遣区域が高松市内、(2)手話通訳の内容に市長が特に必要と認める程度の客観的な重要性の存在、を満たしていないことを挙げていました。

原告側は、聴覚障害者が地域で生活をしていくために必要なコミュニケーションや手話通訳について現行の制度で十分に保障されていないこと、そのことが、聴覚障害者の自立や社会参加を妨げていることを主張し、市の派遣拒否の取り消しなどを求めて提訴したものです。全通研は、提訴当初から、原告側の主張に賛同し地元支部と共に訴訟の取り組みに協力してきました。

2014年4月、高松市は、従来の要綱を廃止し、厚生労働省が昨年3月に公表したいわゆる「モデル要綱」に準じた「高松市意思疎通支援事業実施要綱」を新たに施行しました。この要綱では、手話通訳派遣地域に市外を含めるとともに、派遣対象を「日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」と拡大するなど、今回の裁判の原因となった内容を見直すものであり、この新要綱を市が誠実に運用することが和解の内容となっています。

全通研は、聴覚障害者福祉及び手話通訳者の社会的地位の向上を求める立場から、手話通訳者の公的機関への正職員採用を基本とし、聴覚障害者の暮らしの向上を見据える新たな手話通訳制度の実現を目指しています。この立場からは、障害者総合支援法を前提とする「モデル要綱」には多くの課題が残っていますが、改正された要綱による事業実施は一定の前進であることは間違いありません。従来の高松市の事業内容はこのモデル要綱の内容を満たすものではなかったため、裁判の効果はあったと考えられます。

しかしながら全国的には、同市の従前の要綱と同様に手話通訳派遣対象に制約がある内容で事業実施している自治体は多くあります。今回の裁判は、これらの地域の聴覚障害者の手話通訳保障の不十分さ、さらにはわが国の手話通訳制度の遅れをあらためて明らかにしたと考えられます。

全通研は、この裁判の結果が各地域の手話通訳事業の改善に結びつくことを期待します。また聴覚障害者のコミュニケーションや情報保障に関する公的責任のあり方、特に手話や手話通訳に関わる人たちのあるべき役割を整理し、聴覚障害者の暮らしと手話通訳者の身分保障が向上する制度の実現を目指して、これからも取り組んでいきます。

2014年12月7日

一般社団法人全国手話通訳問題研究会理事会